

ゴルフウェスボ

(目的)

- 第1条 本規約は、西鉄ウェルネス株式会社(以下「会社」といいます)運営・管理のゴルフウェスボ(以下「当施設」といいます)が、「ブリヂストンゴルフアカデミーレッスンチケット」(以下「レッスンチケット」といいます)についての取り扱いとその利用条件を定めることを目的とします。
- 2 レッスンチケットについては本規約に則って取扱うものとし、レッスンチケット所持者(以下「利用者」とします)は本規約に従ってレッスンチケットを利用するものとします。
- 3 本ゴルフレッスンの利用に関しては、本規約の他、「ブリヂストンゴルフアカデミー会員利用規約」(以下「会員利用規約」といいます)が適用されます。本規約と会員利用規約で矛盾する規定は、本ゴルフレッスンに関する限り、本規約の規定が優先となります。
- 4 本チケットは当施設でのみ利用が可能となります。

(種別)

- 第2条 当施設が発行するレッスンチケットの種別は次の通りとします。
- ①1枚当たり1,320円の10枚綴りチケット(以下「10枚綴り」といいます)。
②1枚あたり1,200円の22枚綴りチケット(以下「22枚綴り」といいます)。

(レッスンチケットの発行)

- 第3条 レッスンチケットは、本規約の内容を承諾のうえ、当施設所定の入会申込書に記入による申し込み手続きをするものとし、当施設の受付へ申し出することにより発行します。
- 2 レッスンチケットは利用者本人のみ利用できるものとし、第3者に譲渡・貸与することはできません。
- 3 前項に違反してレッスンチケットが不正に使用された場合、当該レッスンチケット利用を停止いたします。

(レッスンチケット購入方法)

- 第4条 レッスンチケットを購入の際は、フロントにて現金・交通系ICカード・PayPayでお支払いください。
- 2 利用者はやむを得ない事情がある場合、当施設へレッスンチケットの返却及び利用者本人であることを確認できた場合にのみ、残額の払い戻しを請求することができます。

(残高の確認)

- 第5条 レッスンチケットの残高は、残ったチケット枚数に第2条の単価をかけて算出して下さい。

(レッスンチケット利用の停止・利用資格の喪失)

- 第6条 利用者が本規約に違反した場合、もしくは違反するおそれがある場合、その他レッスンチケットの利用状況が不適切であると当施設が判断した場合、当施設は事前に通知する事なく、レッスンチケットを一時停止する措置をとることができます。
- 2 レッスンチケットの利用状況が適当でないと当施設が判断した場合、その他当施設が必要と認めた場合、何らかの通知、催告を要せずしてレッスンチケットの利用資格を喪失させ、かつレッスンチケットを無効とする(この場合、残高分チケットはすべて失効いたします)ことができるものとします。この場合、利用者は当施設に直ちにレッスンチケットの返却をおこなうものとします。

(レッスンチケットの自己管理)

- 第7条 レッスンチケットを紛失し、または盗難にあった場合およびレッスンチケットが破損した場合の利用者の損害について、会社ならびに当施設は一切の責任を負いません。

(レッスンチケットの再発行)

- 第8条 レッスンチケットの紛失や破損がある場合でも、再発行は一切いたしません。

(レッスンチケットの有効期限)

- 第9条 レッスンチケットは無期限となります。

(レッスンチケットの失効)

- 第10条 会社は、利用者が以下の各号のいずれかに該当した場合および当施設の規約に基づき利用者が除名された場合、通知、催告を要することなくレッスンチケット(レッスンチケット残高含む)を失効させることができるものとします。
- ① 申込書に虚偽の記載をしたことが判明した場合
② 暴力団関係者であると会社が客観的事実に基づき判断したとき
③ 前号に該当するものを同伴あるいは紹介して当練習場を利用させたとき
 (ア) 本規約およびその他諸規則に違反し、会社が利用者として不適格であると判断した場合
 (イ) レッスンチケットの利用にあたり、不正な行為があった場合
 (ウ) 死亡し、または保佐、後見開始の審判を受けた場合
- ④ 利用者によって、会社または第三者が損害を被った場合、利用者はただちにその損害を賠償するものとします。
- ⑤ レッスンチケットが失効した場合、利用者はレッスンチケットを会社に返還するものとします。
- ⑥ その他、ブリヂストンゴルフアカデミー会員利用規約で定めるサービスの利用停止に準じることとします。

(登録事項の変更)

- 第11条 利用者は住所、氏名、電話番号等、登録の際の届出事項に変更が生じた場合は、すみやかに当施設のフロントまで申し出てください。

(不慮の事故による損害)

- 第12条 天災等、当練習場の責任に帰すべからざる事由から発生した利用者の損害については、当施設は責任を負いません。

(利用規約の改定)

- 第13条 当施設は、本規約または提供するサービスの内容を、予告なく変更・改定または廃止する場合があり、利用者は変更後の規約に従うこと、あるいは廃止を受け入れることをあらかじめ承諾するものとします。なお、変更・改定・廃止の内容は当施設内に掲示いたします。

レッスンチケット利用規約

- 2 当施設は運営上の都合や障害の発生により、本規約に定めるサービスの提供を予告なく一時的に中断することがあります。
- 3 前二項の場合において、当施設は一切の責任を負いません。

(個人情報目的)

- 第14条 利用者からお預かりした個人情報は以下の場合に限り使用し、その目的以外に使用することはありません。

- ① 当施設のサービス、商品、各種イベント・キャンペーンの案内
② 会社のサービス・商品等に関するアンケートの実施
④ 新たなサービス・商品の開発
⑤ 当施設のサービス、商品、各種イベント・キャンペーンの運営、管理
⑥ お問い合わせ、ご依頼等への対応

(個人情報の提供および開示について)

- 第15条 利用者からお預かりした個人情報は以下の場合を除き、本人の同意なく第三者に開示または提供いたしません。

- ① 法令に基づき、公的機関から開示を求められた場合
② 当施設内においての事故等により保険会社に提供する場合
③ 利用者の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき
④ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の遂行のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき

(利用者資金の保全方法)

- 第16条 前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律第14条第1項に基づき、前払式支払手段の基準日未使用残高の半額以上の額の発行保証金を、法務局等に供託等することにより、資産保全することが義務付けられており万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済に関する法律第31条に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債務者に立ち弁済を受けることができます。

- 2 会社の利用者資金の保全方法は金銭による供託となります。

(無権限取引により発生した損失の補償等の対応方針)

- 第17条 会社は、お申し出の日から30日前までに発生した無権限取引により利用者に生じた損失、利用者に故意または重過失がない限り補償します。

(合意管轄裁判所)

- 第18条 レッスンチケット購入者は、当施設との間に紛争が生じた場合、福岡地方裁判所、または福岡簡易裁判所を専属的管轄裁判所とすることに同意するものとします。

以上

西鉄ウェルネス株式会社

ゴルフウェスボ

〒803-0801

北九州市小倉北区西港町15番24号

Tel 093-582-6133